

# 改正パートタイム労働法セミナー

新改正パートタイム労働法が平成20年4月から施行されます。新聞等の記事でご存知だと思いますが、この法律は1人でもパートタイム労働者を雇っている事業主の方に適用されます。

今後、労働者との無用なトラブルを避けるためにも、この法律を理解することが重要です。さらに、過料も適用される項目もあります。

この法律の内容を当会所属の社会保険労務士が詳しく説明します！！

- 日 時 平成20年4月25日（金）  
両日とも13：30～16：00
- 場 所 じばさん三重（地場産業振興センター）5F研修室5
- 主 催 社団法人 三重中小企業経営者協会
- 参加申込 郵送・FAX・電話にて4月22日（火）までにお申し込みください  
社団法人 三重中小企業経営者協会  
〒510-0001 四日市市八田1丁目13-17  
TEL 059-334-7807 ・ FAX 059-334-7808
- 参加費用 5,000円／人

.....キリトリ.....  
セミナー参加申込書

事業所名		
所在地・ TEL&FAX	TEL:	FAX:
参加者氏名		

本参加申込書は個人情報保護法の規定に基づき、使用目的以外には使用しません。